

所定疾患施設療養費に係る治療の実施・算定状況

■ 2025年度（令和7年4月～令和8年3月）所定疾患施設療養費の算定状況

疾患名	延べ件数	延べ治療日数	主な治療内容
肺炎	5	30	血液検査、胸部X-P、抗生剤の内服・点滴注射、水分補給など
尿路感染症	67	374	尿検査、血液検査、抗生剤の内服・点滴注射、水分補給など
带状疱疹	2	11	抗ウイルス剤点滴注射、軟膏の塗布、消炎鎮痛剤等の外用・内服薬など
蜂窩織炎	2	10	抗菌薬の内服や点滴注射などの薬物療法
慢性心不全の急性増悪	0	0	胸部X-P、心電図、超音波、血液検査、利尿剤や強心薬など薬物療法

■ 算定状況（月別）

疾患名/月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	件数				1	1	2					1	
	日数				4	6	14					6	
尿路感染症	件数	5	4	6	5	5	5	7	5	8	7	3	7
	日数	27	28	23	37	31	23	43	26	44	44	8	40
带状疱疹	件数			1			1						
	日数			4			7						
蜂窩織炎	件数				1	1							
	日数				5	5							
慢性心不全の急性増悪	件数												
	日数												

■ 算定要件（厚生労働大臣が定める基準）

- ① 所定疾患施設療養費(Ⅱ)
肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない。
- ② 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- ③ 所定疾患施設療養費(Ⅱ)の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
肺炎
尿路感染症
带状疱疹
蜂窩織炎
慢性心不全の増悪
- ④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できる。
- ⑤ 慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できない。
- ⑥ 算定する場合にあっては請求に際して、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を記載しておく。抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にする。
- ⑦ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。
- ⑧ 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策の関する内容を含む研修を受講している。